

「資格情報のお知らせ」一斉発行_Q&A

No.	質問	回答
1	送られてきた通知の趣旨は何か。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号（以下マイナンバー）も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。 通知書の内容をご確認いただき、認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いするものです。 認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に手続きの必要はありません。
2	今回の通知の対象者は？	令和6年8月28日時点の加入者を対象にお配りしています。 なお、川重健保へマイナンバーを未提出の方または地方公共団体情報システム機構(J-LIS)にて健保でマイナンバーが取得できない方はお知らせの通知は同封されていません。
3	「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)にてマイナンバーが取得できない方」とはどのようなケースが考えられるか？	川重健保へお届けの資格情報の5情報(漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住民票住所)が、「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」に登録されている情報と一致しない場合はJ-LISからマイナンバーの取得ができません。
4	一部の家族のお知らせが入っていないがなぜか？	令和6年8月28日（通知用データ取込み日）時点の加入者を対象にお配りしています。 川重健保へマイナンバーを未提出の方または地方公共団体情報システム機構(J-LIS)にてマイナンバーの取得ができない方はお知らせの通知は同封されていません。
5	内容が合っていた場合、どうすればいいか？	認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に連絡の必要はありません。「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。
6	通知に書かれている個人番号下四桁の情報が違う場合はどうしたらいいか？	紛失等によりマイナンバーを変更されたことで、川重健保で管理のマイナンバーと相違している可能性があります。 川重健保 適用課（078－360－8615）までご連絡ください。
7	氏名の漢字やフリガナが違っていた。どうしたらいいか？	健保への訂正の届出をお願いします。お勤め先の健康保険担当者にご連絡ください。
8	扶養削除の手続きをした家族分のお知らせが届いた。扶養から外れた対象者の分も確認をして報告する必要があるのか。	令和6年8月28日時点の加入者に対し通知書を発行しています。その後扶養削除の手続きをした場合は特に手続きの必要はありません。お手数ですが、現在、川重健保の資格がない方の「資格情報のお知らせ」は、シュレッター等で処分いただくか、もしくは川重健保に返送いただけましたら当方で適正に処分させていただきます。
9	今回「資格情報のお知らせ」が配付されなかった人には、別途同じお知らせが配付されると思っていますよいか。	今回通知をしていない方、また、今後、令和6年12月1日までに加入される被保険者・被扶養者の方には、別途「資格情報のお知らせ（マイナンバー下4桁なし）」を通知する予定です。詳細が決まり次第お知らせします。
10	誤ってお知らせを捨ててしまった場合、再発行してもらえるか。	再発行はできませんので大切に保管してください。 マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、そちらでご確認いただくことも可能です。
11	この通知はという時に使うのか。	マイナ保険証のみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナ保険証と一緒に携帯いただくことをおすすめします。 また、健康保険の給付金の申請や健診等の申し込みの際に必要な保険証の記号・番号を知ることができるものとなるため、大切に保管してください。